

先着順による 市有財産売却のご案内

[受付期間：令和8年4月20日(月)～令和8年5月29日(金)]

購入を希望される方は、この案内書をよく読み、内容を十分把握したうえで、お申し込みください。

横須賀市民生局健康部市立病院課
電話046(822)4347

先着順による市有財産売却の概要

申込

- 入札参加申込期間
令和8年4月20日（月）～令和8年5月29日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）
午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）
- 受付場所
横須賀市役所2号館6階 民生局健康部市立病院課（横須賀市小川町11番地）
必要書類を**持参**してください。（持参のみ受付）



契約の締結・売買代金の納付

売却決定通知に記載する期限（通知の発送日から2週間後）までに売買契約を締結しなければなりません。
契約時に全額納付してください。



所有権の移転・引渡し・登記

売買代金が完納されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿で物件引渡しがあったものとして扱います。所有権移転登記の手続きは、横須賀市が行います。登録免許税等の必要な費用は、落札者の負担となります。

目 次

1	売却物件	1
2	建物等解体撤去条件関係	1
3	物件に付す特約	3
4	申込手続きについて	4
	「物件調書」	8～12
	「市有財産売買契約書(案)」	13～17
	「普通財産譲渡申請書」	
	「誓約書」	
	「共有者名簿」(共有名義での申込みの場合、譲渡申請書に添付)	
	「役員名簿」(法人の場合に添付)	

I 売却物件

物件番号	物件の所在・地番 [用途地域]	地目	実測地積 (㎡)	売却価格 (円)
病8-1 建物等解体撤去条件付	横須賀市太田和二丁目 2087番1、2099番1、2099番2 [第1種低層住居専用地域・ 市街化調整区域]	宅地	3039.87	25,620,000

【注】物件の詳細については、物件調書をご覧ください。なお、物件調書は、購入申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、事前に必ずご自身において、現地及び諸規制について調査確認を行ってください。

【注】予告なく中止、内容変更をすることがあります。

II 建物等解体撤去条件関係（物件番号 病8-1）

1 建物等解体撤去条件付売却

- (1) 物件番号 病8-1については、建物等解体撤去条件付売却とします。
買受人は、売買物件上に存する建物等（建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含みます。）について、売買契約締結の日から2年以内に、買受人の費用負担により解体撤去（完了まで）しなければなりません。
なお、解体撤去条件の対象とし、上記期限までに解体撤去を要するのは、建物本体とその付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物等一切であり、建物本体以外の外構類（フェンス、ブロック塀、アスファルト舗装等）、樹木等については、解体撤去条件の対象外とし、買受人の任意とします。買受人における土地利用計画等から判断してください。
これらを将来的に解体撤去する場合でも、本市は費用等一切負担しません。
- (2) 買受人は、建物にアスベスト含有建材が含まれていることを了知し、建物等の解体撤去にあたっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成30年横須賀市条例第40号）等の関係法令等に従い、適切にアスベスト除去及び建物等解体撤去を行うものとします。
- (3) 売買物件引渡後の建物等の管理及び解体撤去に関する一切の費用（アスベスト除去費用等を含む。）は、買受人の負担とします。
- (4) 建物等解体撤去（アスベスト処理を含む。）に伴い、官公署等との協議、届出等が必要な場合は、買受人の責任において、その一切を行うものとします。
- (5) 建物等解体撤去（アスベスト処理を含む。）に伴う苦情等への対応や、第三者に損害を与えた場合の対応一切は、全て買受人において行うものとします。
- (6) 買受人は、建物等解体撤去が完了したときは、速やかに書面により本市に報告しなければなりません。

【建物等解体撤去に関する留意事項】

- ① 各物件上の建物について、本市はアスベスト調査を実施しています。（令和4年12月実施）

各建物の調査結果の概略は次のとおりです。ただし、調査は、アスベスト含有の可能性が高いと思われる建材が使用されている箇所を抽出調査したものであり、建物全体を網羅したものではありません。買受人は、大気汚染防止法等で定められた事前調査を行う必要があります、本市が行った調査結果は、あくまで、その際の参考としてください。これら各アスベスト調査結果については、市立病院課で閲覧できます。また、必要部分については、写しをお渡しすることができます。

●物件番号 病8-1（太田和公舎医師公舎、看護師宿舎）

建物：昭和59年（1984年）3月築（未登記）

- ・医師公舎 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 585.93 m²
- ・看護師宿舎 鉄筋コンクリート造3階建 延床面積 1,042.80 m²

抽出した27箇所のうち、それぞれの建物において外壁の仕上げ塗材、居室の中木、居室天井の岩綿吸音板、ベランダの大平板等、計13箇所からクリソタイル等が検出されています。

- ② 参考として、建物図面の写し（元資料が古いため、不鮮明な部分があります。）について、市立病院課で閲覧及び必要部分の写しをお渡しすることができます。なお、この建物図面は建築時の設計図面であり、その後の改修等を反映しているものではないので、あくまで参考としてください。

- ③ 建物解体撤去は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成30年横須賀市条例第40号）を遵守して行うものとし、地元説明や地元調整、その他派生する問題等が生じた場合、買受人は、解体工事発注者又は工事施行者としての責任をもって、全て対応してください。

- ④ 各物件の最低売却価格は、建物等解体撤去費用相当額（アスベスト除去費用相当額及び外構等解体撤去費用相当額を含む。）を更地価格から控除した額としています。ただし、この控除額は、買受人が実際に建物等解体撤去等に要した費用と必ずしも一致するものではありません。

本市は、建物等解体撤去及び外構解体等、更地化に関連する請求等には一切応じません。物件によっては、下水接続時に浄化槽の全部又は一部を地中に残置している可能性があります（各物件調書参照）が、発見した場合であっても、その解体撤去は買受人の負担により行うものとします。このことも含めて、更地化に要した費用一切は、買受人の負担とします。

以上のことを十分理解し、承知した上で、入札に参加してください。

2 譲渡等禁止

買受人は、建物等解体撤去が完了するまでの間、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは、売買物件に賃借権その他使用収益を目的とした権利の設定をすることはできません。

3 買戻特約

(1) 建物解体撤去条件に係る義務及び譲渡等禁止に違反した場合、本市は、売買物件の買戻しをすることができるものとし、その期間は、売買契約締結の日から5年間とします。また、所有権移転登記と同時に買戻特約登記を行います。その際、買受人には、買戻特約登記に必要な登記嘱託承諾書(印鑑証明書付)を提出していただきます。

なお、当該期間の満了前であっても、買受人において建物等解体撤去が完了したことを本市が確認した場合は、買受人の請求に基づき譲渡等禁止及び買戻特約は解除し、買戻特約登記は抹消します。

(2) 買戻特約の解除に伴い買戻特約の抹消登記を嘱託する際、買受人は、抹消登記に必要な書類を本市に提出するとともに、抹消登記に必要な登録免許税を負担するものとします。

4 建物等解体撤去条件、譲渡等禁止に違反した場合の違約金

上記1の建物等解体撤去条件、上記2の譲渡等禁止に違反した場合、次の金額を違約金として徴収します。ただし、買受人の責めに帰さない理由によると本市が認めるときは、この限りではありません。

- 物件番号 病8-1 売買代金の30/100

Ⅲ 物件に付す特約

1 風俗営業等の禁止

買受人は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利設定をしてはなりません。

2 公序良俗に反する使用の禁止

買受人は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第2項に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはなりません。

3 実地調査等への協力義務

売買契約締結の日から5年間、本市は、売買物件の利用状況等を確認するため実地を調査し、又は買受人に対して資料の提出若しくは報告を求めることができるものとします。買受人は、正当な理由なくこの実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはなりません。

4 義務の承継

買受人は、売買契約締結の日から5年間、第三者に売買物件を譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、当該第三者に風俗営業等の禁止、公序良俗に反する使用の禁止、及び実地調査等への協力義務を書面により承継させなければなりません。

5 違約金

上記1の風俗営業等の禁止、上記2の公序良俗に反する使用の禁止、上記4の義務の承継に違反した場合、次のとおり違約金を徴収します。ただし、買受人の責めに帰さない理由によると本市が認めるときは、この限りではありません。

●物件番号 病8-1 売買代金の30/100

また、上記3の実地調査等への協力義務に違反した場合、次のとおり違約金を徴収します。ただし、上記同様に買受人の責めに帰さない理由によると本市が認めるときは、この限りではありません。

●物件番号 病8-1 売買代金の10/100

IV 申込手続きについて

1 申込資格

個人、法人を問わず申し込みできますが、次に該当する者は申し込みできません。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項第1号（当該売却に係る契約を締結する能力を有しない者）または第2号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団員排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者

【注】申込資格の確認を行うため、本市が警察等関係機関に対して照会を行うことについて、その旨ご了承ください。（申込者が法人の場合、役員等を含みます。）

2 申込み

郵送、電話、ファクシミリ、電子メール等による申込みはできません。

- **申込受付期間** 令和8年4月20日(月)～令和8年5月29日(金)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)
午前9時～午後5時(正午～午後1時を除く)
- **申込受付場所** 横須賀市役所2号館6階 民生局健康部市立病院課
(横須賀市小川町11番地)
電話046-822-4347(直通)

【注】申込み前に上記番号へ電話していただき、先客の有無を確認の上、ご来庁ください。受付は直接持参による先着順(先着1者のみ受付)となりますので、電話で先客がないことを確認した場合であっても、窓口書類を持参された時点で既に受付終了している場合もありますので、その場合はご容赦ください。

【注】各日の受付開始時点(午前・午後とも)又は同日同時刻において複数の購入希望者がいる場合は同着とみなし、くじにより買受人を決定します。

3 申込みに必要な書類等

(1) 提出書類等

この案内書に添付の「普通財産譲渡申請書」に必要事項を記入・押印(登録印)のうえ、次の書類を各1通添えてお申込みください。提出書類に不備がある場合は受付できませんのでご注意ください。なお、提出書類はお返しいたしません。

【注】各証明書は、発行日から3か月以内のもの。

① 個人による申込みの場合

- 誓約書(本案内書に添付のものを使用してください。)
- 印鑑登録証明書
- 住民票の写し(本籍・個人番号(マイナンバー)の記載のないもの)

【注】住民票の写しとは、電算化された住民基本台帳から直接印字されたものであって、コピー機で複写したものとは異なります。

② 法人による申込みの場合

- 誓約書(本案内書に添付のものを使用してください。)
- 印鑑証明書
- 法人登記事項全部証明書(現在事項または履歴事項)
- 役員名簿(本案内書に添付のものを使用してください。)

(2) 所有権を共有としたい場合

所有権の共有を希望される場合は、共有予定者全員分の必要書類を添えて、必ず連名でお申込みください。連名での申込みは、普通財産譲渡申請書に代表者名を記載し、代表者以外の共有予定者全員については共有者名簿に記載し提出してください。

【注】申込書類は、本人以外による持参でも、不備等がなく要件を満たしていれば受け付けいたします。この場合、委任状は必要ありません。

4 契約の締結

購入申込者は、売却決定通知の発送日から**売却決定通知に記載する期限（通知の発送日から2週間後）**までに別紙様式の売買契約書により契約を締結しなければなりません。

【注】購入申込者が期限までに契約を締結しない場合、売却決定はその効力を失います。

5 契約保証金及び売買代金の支払方法

売買契約締結と同時に売買代金全額を納付していただきます [契約時全額払]

【注】売買代金の分割納付はできません。

6 所有権の移転等

売買代金が全額納付（完納）されたときに所有権は移転し、同時に現状有姿（あるがままのすがた）で物件引渡しがあったものとします。

所有権移転登記の手続きは、売買代金全額納付後、本市が行います。所有権移転登記が完了次第、買受人に登記識別情報通知をお渡しします。

また、建物等解体撤去条件付売却である物件番号 病8-1については、所有権移転登記と同時に買戻特約登記を行います。その際、買受人には、買戻特約登記に必要な登記嘱託承諾書（印鑑証明書付）を提出していただきます。

なお、売買契約書（本市保管のもの1部）に貼付する収入印紙及び所有権移転登記に必要な登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、買受人の負担となります。

【注】金融機関からの借入金担保のために、所有権移転登記時に連件で抵当権設定登記の同時申請をされる場合は、事前にご相談ください。

【注】共有名義で売買契約を締結した物件については、当該共有名義で所有権移転登記を行います。

【注】買受人は、落札物件の所有権移転登記前に、当該物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

【注】物件の取得に伴い、不動産取得税（県税）が課税されますので、ご留意ください。

7 その他

- (1) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。物件調書等の資料と現況が相違する場合、現況優先とします。
- (2) 売買物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて買受人において行ってください。
- (3) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて買受人において行ってください。
- (4) 売買物件の土地利用に当たっては、次のことに留意してください。
 - ① 工事（建物等解体撤去工事を含む。）に係る工事車両に関する経路・時間等に

ついて、事前に地元町内会と十分調整を行った上で、書面等で早期に地元町内会に知らせるようにしてください。(近隣に小学校等がある物件については、特にご留意ください。) また、近隣の道路への駐車(時間調整の待機を含む。)は控えるようにし、アイドリングの騒音や排気ガス等で周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮してください。

- ② ごみ集積所及び町内会の掲示板について、地元町内会と事前に十分協議してください。また、資源回収場所についても、同様に協議してください。
- (5) この説明書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。
- (6) 予告なく中止又は内容変更をする場合があります。

物件番号 病 8-1		物 件 調 査 書			
所在地 (地番)	横須賀市太田和二丁目 2087 番 1、2099 番 1、2099 番 2				最低売却価格
住居表示	横須賀市太田和二丁目 7 番 1 号、7 番 2 号				25,620,000 円
地積	3039.87 m ²	地目	宅地	形状	明細図のとおり
接面道路の幅員及び状況	北西側で現況幅員約 7.5~7.7mの舗装市道に接面している。(宅盤とほぼ等高)				
法令等に基づく制限	都市計画法 建築基準法	市街化区域 (2087 番 1、2099 番 2)			
		用途地域	第 1 種低層住居専用地域		
		建ぺい率	40%	容積率	80%
	その他	宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制地域 (第 2 種禁止地域)			
	都市計画法 建築基準法	市街化調整区域 (2099 番 1)			
		建ぺい率	40%	容積率	80%
その他	宅地造成工事規制区域、屋外広告物規制地域 (第 1 種許可地域)				
私道の負担等に関する事項	その他	無	負担の内容		
	道路後退の有無	無	負担の内容		
供給処理施設の状況			事業所名	電話番号	
	電気	可	東京電力エナジーパートナー株式会社 神奈川カスタマーセンター	0120-995-775	
	上水道	可	横須賀市上下水道局	046-	
	下水道	可	技術部 給排水課 給排水審査係	822-8625	
	都市ガス	不可			
交通機関	京浜急行バス「太田和」バス停南東方約 450m (徒歩 6 分)				

建物の概要						
所在地	横須賀市太田和二丁目 2087 番地 1					
家屋番号	未登記					
種類	医師公舎・看護師宿舎					
構造	医師公舎 プレキャストコンクリート造陸屋根 3 階建 看護師宿舎 プレキャストコンクリート造陸屋根 3 階建					
床面積	医師公舎 (6 戸)			看護師宿舎 (30 戸)		
	1 階	196.25 m ²		1 階	427.73 m ²	
	2 階	194.33 m ²		2 階	306.63 m ²	
	3 階	195.35 m ²		3 階	308.44 m ²	
	床面積	585.93 m ²		床面積	1042.80 m ²	
	床面積 (合計) 1628.73 m ²					

建築年月日 (取得年月日)	昭和 59 年 3 月 19 日
付 属 建 物	電気室・プロパン庫
参 考 事 項	<p>[物件全般に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件の旧用途は、横須賀市立市民病院の医師及び看護師宿舎です。同宿舎は、平成 28 年 3 月 31 日をもって用途廃止となりました。跡地について、今後本市において使用する見込みがないことから、建物等解体撤去条件付きで売却するものです。 ・落札者は、本物件上に存する建物等（建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む。）について、売買契約締結の日から 2 年以内に、落札者の費用負担により解体撤去（完了まで）しなければなりません。（建物等解体撤去条件付売却） なお、解体撤去条件の対象とし、上記期限までに解体撤去を要するのは、建物本体とその付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切であり、フェンス等の外構類、樹木等については、解体撤去条件の対象外とし、落札者の任意とします。落札者における土地利用計画等から判断してください。これらを将来的に解体撤去する場合でも、本市は費用等一切負担しません。 ・水道、下水、ガス等の各種供給処理施設の利用にあたっては、落札者において各供給機関と十分協議してください。また、利用するにあたり必要な工事等についても落札者の負担で全て行ってください。建物等解体工事の際に水道を使用する場合の手続き・料金等についても同様に、落札者の負担で全て行ってください。 本物件は、現状有姿での引渡しとなりますので、これら水道、下水道等のインフラ整備に関する調査や工事、費用負担等、横須賀市は一切対応しません。 ・建物建築、開発行為を行う際には、都市計画法その他関係法令に基づき、落札者の負担と責任において所定の手続きを行ってください。詳細は、都市部都市計画課へお問い合わせください。 ・本土地については、次のことに留意して土地利用を図ってください。 <ol style="list-style-type: none"> ① 工事に係る工事車両の経路・時間等について、事前に太田和中町内会と十分調整を行った上で、書面等で早期に地元町内会に知らせるようにしてください。また、近隣の道路への駐車（時間調整の待機を含む。）は控えるようにし、アイドリングの騒音や排気ガス等で周辺住民に迷惑を及ぼさないよう十分に配慮してください。 ② ごみ集積所について、地元町内会と事前に十分協議を行ってください。また、資源回収場所についても、同様に協議してください。 <p>[土地に関する事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本物件を構成する土地 3 筆のうち、2099 番 1、2099 番 2 は、現況駐車場となっています。 ・本物件のうち地番 2099 番 2 の上空約 37m 地点を特高圧線（三崎線）が縦断しており、送電線路の設置及びその保全のための土地立ち入りを目的とした東京電力の地役権が設定されています。 ・土壌汚染、地下埋設物及び地盤に関する調査は行なっていません。 ・南東側で準用河川小田和川に隣接しています。 ・南西側で隣接している現況道路は、建築基準法上の道路ではありません。

- ・敷地の一部が南西側現況道路と一体化しており、不特定多数の歩行者が敷地の一部を通行しています。越境物等に関する隣地権者等との協議はすべて落札者において行ってください。本市は一切対応いたしません。
- ・本土地内には東京電力の電柱があり、現在本市が東京電力株式会社に対し使用を認めています。当該電柱は北西側で接面している市道沿いに3基ありますが、これらの取扱いについては東京電力と協議を行ってください。なお、これらについて移設等の必要が生じた場合であっても、本市は費用負担等一切応じません。
- ・敷地内南西側（市道 5994 号沿い）に太田和中町内会の掲示板（町内会所有物）及び周辺住民が使用するごみ集積所が設置されています。土地利用に伴い、新設、増設又は移転（一時的な仮移転も含む。）が必要な場合、太田和中町内会と協議を行った上で必要な措置を講じてください。
- ・横須賀市公共下水道事業の受益者負担金に関する条例第2条の規定に基づく下水道事業受益者負担金について、本土地に係る賦課はありません。（上下水道局技術部給排水課に確認済み）

【建物等解体撤去に関する留意事項等】

- ・建物は未登記です。（よって解体撤去後の滅失登記は不要）
- ・建物については、アスベスト調査を実施しています。（令和4年12月に外壁等27箇所を抽出し実施）
その結果、27箇所のうち外壁の仕上げ塗材、居室の巾木、居室天井の岩綿吸音板、ベランダの大平板等の13か所からクリソタイル等が検出されています。
ただし、調査は、アスベスト含有の可能性の高い建材が使用された場所を抽出調査したものであり、建物全体を網羅したものではありません。
落札者は、大気汚染防止法等で定められた事前調査を行う必要があります、本市が行った調査結果は、あくまで、その際の参考としてください。
アスベスト調査結果については、市立病院課で閲覧できます。また、必要部分については、写しをお渡しすることができます。
- ・参考として、建物建築図面の写し（元資料が古いため、不鮮明な部分があります。）について、市立病院課で閲覧及び必要部分の写しをお渡しすることができます。なお、この建物図面は建築時の設計図面であり、その後の改修等を反映しているものではないので、あくまで参考としてください。
- ・建物等解体撤去は、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成30年横須賀市条例第40号）を遵守して行うものとし、地元説明や地元調整、それに派生する問題等が生じた場合、落札者は、解体工事発注者又は工事施行者としての責任をもって、全て対応してください。
- ・物件番号 病7-1の最低売却価格は、建物等解体撤去費用相当額（アスベスト除去費用相当額及び外構等解体撤去費用相当額を含む。）を更地価格から控除した額としています。ただし、この控除額は、落札者が実際に建物等解体撤去等に要した費用と必ずしも一致するものではありません。このことを十分理解し、承知した上で入札に参加してください。横須賀市は、建物等解体撤去等に関する請求等には一切応じません。

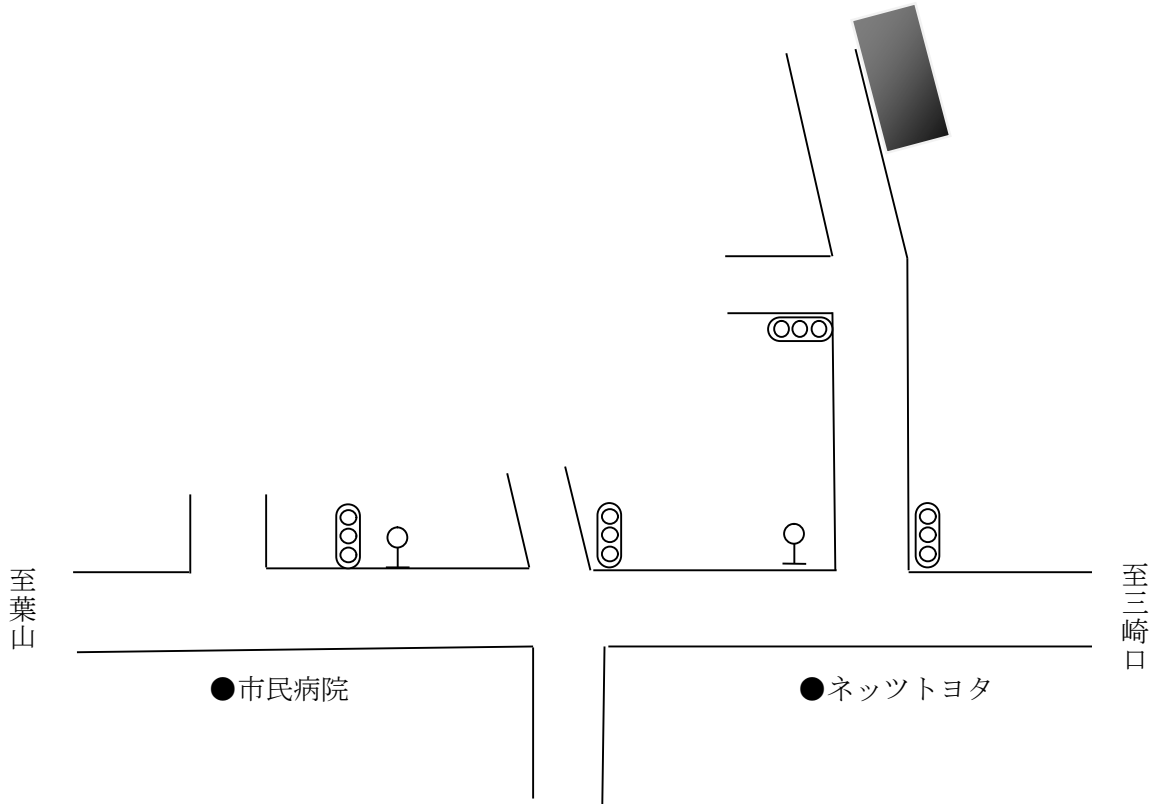
参考事項

参考事項	<ul style="list-style-type: none">• 建物の基礎杭については、建築時の図面等から判断して、ないものと捉えています。なお、万が一、基礎杭があった場合でも、撤去費用その他費用負担等には横須賀市は一切応じません。• 建物等の解体撤去に伴う騒音、振動等、また、それらに起因する近隣周辺の影響、近隣周辺からの苦情等については、全て落札者の責任において対応してください。横須賀市は、一切対応しません。
------	--

※物件調書は、購入申込者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、必ず購入申込者ご身において、現地及び諸規制についての調査確認を行ってください。

物件番号 病 7-1

案 内 図



明 細 図

所在：横須賀市太田和2丁目



土地売買契約書

売出人横須賀市（以下「甲」という。）と買受人（落札者）（以下「乙」という。）とは、次のとおり市有財産の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第2条 甲は、その所有する次の土地（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

所在	地番	地目	実測地積 (㎡)	公簿地積 (㎡)
横須賀市太田和2丁目	2087番1	宅地	2260.70	2260.70
横須賀市太田和2丁目	2099番1	宅地	529.14	529.14
横須賀市太田和2丁目	2099番2	宅地	250.03	250.03
			3039.87	

2 乙は、第9条の規定に基づき、売買物件上に存する建物（以下「本件建物等」とい
い、建物の付属・付帯設備、建物内の動産及び残置物一切を含む。）を解体撤去（完
了まで）しなければならない。

（売買代金及び支払方法）

第3条 売買代金は、金（落札額）円とし、乙は本契約締結と同時に甲の発行する納入
通知書により納付しなければならない。

2 前項の売買代金のうち、金（入札保証金納入済額）円は入札保証金から充当する。
ただし、この入札保証金は、その受入れ期間について利息を付さない。

（所有権の移転時期）

第4条 売買物件の所有権は、乙が売買代金を全額納付した時に乙に移転する。

（登記嘱託等）

第5条 甲は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに所有権移転
登記を嘱託するものとする。

2 乙は、売買代金納付後、速やかに登録免許税相当額の収入印紙又は現金領収証書を
甲に提出しなければならない。

（売買物件の引渡し）

第6条 甲は、第4条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した時をもって、現状
のまま売買物件を乙に引き渡したものとする。

（物件調書記載内容の了知）

第7条 乙は、売買物件について、物件調書（「令和7年度市有地売却一般競争入札説明
書」に掲載）の記載内容を十分理解し、当該内容について了知した。

(契約不適合責任)

第8条 乙は、売買物件を現状有姿で売買するものとし、乙は、本契約締結後、売買物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないことが判明した場合であっても、甲に対し、追完（補修）請求、売買代金減額請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることができないものとする。ただし、乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合、第6条に定める引渡しの日から2年間は、甲は協議に応じるものとする。なお、甲の責任の範囲（賠償額）は、売買代金の額を限度とする。

(建物等解体撤去条件)

第9条 乙は、本契約締結の日から2年以内に、乙の費用負担により本件建物等を解体撤去（完了まで）しなければならない。なお、本件建物等以外の外構類、樹木等については、乙の任意とする。

- 2 乙は、本件建物にアスベスト含有建材が含まれていることを了知し、本件建物等の解体撤去にあたっては、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）、横須賀市建築物の解体等工事に伴う紛争の未然防止に関する条例（平成30年横須賀市条例第40号）等の関係法令等に従い、適切にアスベスト除去及び建物等解体撤去を行うものとする。
- 3 売買物件引渡し後の本件建物等の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベスト除去及び調査費用を含む。）は、乙の負担とする。なお、解体撤去を任意とする外構類、樹木等についても、当該一切の費用に含むものとする。
- 4 本件建物等の解体撤去に伴い、官公署等との協議、届出が必要な場合は、乙の責任において、その一切を行うものとする。
- 5 本件建物等解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応一切は、全て乙において行うものとする。
- 6 乙は、本件建物等解体撤去が完了したときは、速やかに書面により甲に報告しなければならない。

(譲渡等の禁止)

第10条 乙は、前条に定める本件建物等解体撤去が完了するまでの間、売買物件の所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件に賃借権その他使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

(買戻特約)

- 第11条 甲は、乙が第9条第1項及び前条に定める義務に違反した場合は、売買物件の買戻しをすることができる。
- 2 前項の買戻しの期間は、本契約締結の日から5年間とする。ただし、当該期間の満了前であっても、第9条の規定に基づく本件建物等の解体撤去が完了したことを甲が確認した場合は、乙の請求に基づき、甲は、譲渡等禁止及び買戻特約を解除するとともに、買戻特約登記の抹消を行うものとする。
 - 3 本件買戻特約の登記については、第5条に定める所有権移転登記と同時に行うもの

とし、これに要する費用は、乙の負担とする。

- 4 甲が買戻特約の解除に伴い買戻特約登記の抹消登記を嘱託する際、乙は、抹消登記に必要な書類を甲に提出するとともに、抹消登記に必要な登録免許税を負担するものとする。

(風俗営業等の禁止)

第 12 条 乙は、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

(公序良俗に反する使用の禁止)

第 13 条 乙は、売買物件を横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これらに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら売買物件を第三者に譲渡若しくは地上権、賃借権その他の使用収益を目的とする権利を設定してはならない。

(実地調査等への協力義務)

第 14 条 甲は、売買契約締結の日から 5 年間、売買物件の利用状況等を確認するため、実地を調査し、又は乙に対して売買物件の利用状況等を証する資料の提出若しくは報告を求めることができるものとし、乙は、正当な理由なく、この実地調査等を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告を怠ってはならない。

(義務の承継)

第 15 条 乙は、売買物件を第三者に譲渡する場合又は売買物件に使用収益権を設定する場合、第 12 条から前条までに定める義務を当該第三者に書面により承継させなければならない。

(違約金)

第 16 条 乙は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰さない理由によると甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 9 条第 1 項本文、第 10 条、第 12 条、第 13 条、又は第 15 条に定める義務に違反したときは 金〈売買代金の 30/100〉円

(2) 第 14 条に定める義務に違反したとき 金〈売買代金の 10/100〉円

2 前項の違約金は、第 21 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(買戻権の行使)

第 17 条 甲は第 11 条第 1 項に定める買戻権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該売買代金には利息は付さない。

2 甲は、買戻権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、買戻権を行使したときは、乙が売買物件及び本件建物に支出した一切の費用は償還しない。

(契約の解除)

第 18 条 甲は、次の各号の場合において、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
 - (2) 乙が横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者であったとき。
- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することは要しない。
 - 3 乙は、甲が第 1 項の規定により本契約を解除したことにより甲に損害が生じた場合、その損害を賠償しなければならない。

(返還金等)

第 19 条 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

- 2 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。
- 3 甲は、前条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った違約金及び乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(売買物件の返還)

第 20 条 乙は、甲が第 17 条の規定により買戻権を行使したとき、又は第 18 条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに甲が指示する状態で売買物件を返還しなければならない。

- 2 売買物件の返還時、当該売買物件内に残置した物は全て甲の所有に属し、これにより乙が損害を被っても、乙は、甲に対し何らの請求をすることができない。
- 3 乙は、売買物件が滅失又は毀損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により毀損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。
- 4 乙は、第 1 項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、売買物件の所有権移転登記に要する書類を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第 21 条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返還金の相殺)

第 22 条 甲は、第 17 条第 1 項又は第 19 条第 1 項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が本契約に定める違約金又は損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還金の全部又は一部と相殺する。

(相隣関係等への配慮)

第 23 条 乙は、売買物件の引渡し後においては、十分な注意をもって売買物件を管理

し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意しなければならない。

(公租公課)

第 24 条 この契約に起因して賦課される公租公課で、乙を義務者として課されるものについては、全て乙の負担とする。

(契約の費用)

第 25 条 本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(疑義等の決定)

第 26 条 本契約に関し疑義があるとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(管轄裁判所)

第 27 条 本契約について、訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所を第一審の裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市
代表者 横須賀市長 上 地 克 明 印

乙 〈落札者 住所氏名〉

印

普通財産譲渡（交換）申請書

令和 年 月 日				
(あて先) 横須賀市長				
申請者 ㊟				
申請区分		<input checked="" type="checkbox"/> 売払 <input type="checkbox"/> 交換 <input type="checkbox"/> 無償譲渡		
申請者	住所			
	氏名			
普通財産	所在	横須賀市太田和二丁目2087番1、2099番1、2099番2		
	地目	宅地	構造・種類	プレキャストコンクリート造 3階建 共同住宅
	地積	3039.87平方メートル	床面積	1628.73平方メートル
申請者 (交換) 所有物件	所在			
	地目 (構造・種類)			
	地積 (面積・数量)			
売払・交換・無償譲渡の理由				
売払等希望価格		金 25,620,000円		
交換条件				
添付書類		個人の場合 誓約書・印鑑登録証明書・住民票 各1通 法人の場合 誓約書・印鑑証明書・登記事項証明書(現在事項証明書)・役員簿 各1通		
(事務処理欄)				

誓約書

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

事実が相違することが判明した場合には、当該事実に関して横須賀市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

また、横須賀市が警察等関係機関に対して照会することを了承します。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項第 1 号（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者）又は第 2 号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者）に該当する者
- ② 横須賀市暴力団員排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者

令和 年 月 日

（あて先）横須賀市長

住 所 (所在地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名称等)	印
生年月日 (個人の場合)	T・S・H・R 年 月 日
電話番号	- -

共有者名簿

住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 - -)
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 - -)
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 - -)
住 所 (所 在 地)	(〒 -)
(フリガナ) 氏 名 (名 称 等)	印 (電話 - -)


※ 所有権の共有を希望する場合に提出してください。

※ 全員分の必要書類を添付してください。

役員名簿

令和 年 月 日

横須賀市長（あて）

所在地	
名称等 及び 代表者名	

※ 法人の登録印を押印してください。

役職名	フリガナ 氏名	生年月日	性別	住所
	T S 年 月 日 H	男 女	
	T S 年 月 日 H	男 女	
	T S 年 月 日 H	男 女	
	T S 年 月 日 H	男 女	
	T S 年 月 日 H	男 女	
	T S 年 月 日 H	男 女	
	T S 年 月 日 H	男 女	

※ 法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※ 氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

※ 記載欄が足りない場合は、本書をコピーして使用してください。

お問合せはこちらまでお願いします

横須賀市民生局健康部市立病院課

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

電話 046 (822) 4346 (直通)